

社外取締役の義務化

識者 評論

現在、法制審議会会社法制部会において議論されている社外取締役の義務化については、会社法改正中間試案において両論併記となり、今後の議論が焦点となる。2015年5月1日に施行された会社法において、社外取締役の義務化の是非をめぐってさまざまな議論がされたが、社外取締役を導入しない企業に株主総会での理由説明を義務付けることにより社外取締役設置の義務化は見送られた。

さらに、同年6月1日から適用されたコーポレートガバナンス・コード（原則4-8）において、上場会社は社外取締役を

神奈川大学法学部教授

葭田 英人



役割と権限、明確化を

少なくとも2人以上を選任すべきであるとした。コンプライ・オーア・エクスプレイン・ルール（ルールに従いなさい、従わなさい）の採用により、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明することは至難の業であり、実質的には義務化といえるものとなった。現在、上場企業

まだに社外取締役自身が十分に理解していない例が多くみられる。会社法で社外取締役の役割を明確化することにより、社外取締役が本来の機能を発揮することができるようではないだろうか。さらに、一定の条件を満たしている会社であれば非上場会社でも、社外取締役を設置していない会社には、社外取締役を

なり得ないことから、適正な監督と独立性の確保ができるのか疑わしい。昨今、武田薬品工業や三井住友トラストホールディングなど、取締役会議長に社外取締役を据える企業も出てきている。議長は議事運営の権限を有し、社長が議長を務めるより、客観的な立場から議事を運営し経営

を監督することができる。しかし、取締役会議長と社長を分離し、社外取締役である議長を有効に機能させるための仕組みが課題となる。そのためには、取締役会の下部機関もしくは任意の諮問機関である指名委員会、委員長を社外取締役として、必要ときに社長をはじめとする役員を解任する権限を与え、定期的に役員を評価すべきである。このような体制を構築することにより、取締役会は活発な議論の場となり、情報も共有することができるようになる。当然、社外取締役の責任は重くなるが、その役割を果たし機能することができ

の90%以上が社外取締役を導入していることから、あえて会社法を改正する必要はないとの指摘もある。

置けることが相当でない理由の説明義務を課すべきである。これまで社外取締役が果たすべき機能として、経営全般に対する監督機能と助言機能が期待されていた。しかし、代表取締役社長が他の取締役を選任し、監査役を選任し、後継者を選任し、社外取締役を選んできた。日本企業の独特のやり方であり、社長の眼鏡にかなわない役員には

を監督することができる。しかし、取締役会議長と社長を分離し、社外取締役である議長を有効に機能させるための仕組みが課題となる。そのためには、取締役会の下部機関もしくは任意の諮問機関である指名委員会、委員長を社外取締役として、必要ときに社長をはじめとする役員を解任する権限を与え、定期的に役員を評価すべきである。このような体制を構築することにより、取締役会は活発な議論の場となり、情報も共有することができるようになる。当然、社外取締役の責任は重くなるが、その役割を果たし機能することができ

る。このような体制を構築することにより、取締役会は活発な議論の場となり、情報も共有することができるようになる。当然、社外取締役の責任は重くなるが、その役割を果たし機能することができ

よした・ひでと 筑波大学大学院修士課程1年 会社法・税法・信託法 近著「基本がわかる会社法」「信託の法制度と税制」「合同会社の法制度と税制（第二版）」（編著）など。